一　保安林の所在場所　熊本県山鹿市鹿央町岩原字苦竹二九〇四の一、二九〇五、二九〇五の二、二九〇六、二九〇七の一、字大谷三四二七、三四二八、三四三六、三四四五、三四四七、三四四九、三四五五、三四五七、三四五八、三四五八の一から三四六四まで、字成浦三四六五の一、三四六六の一、三四六八、字荒平三四八六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字苦竹二九〇六、二九〇七の一・字大谷三四二七・三四二八・三四五八・三四六四（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月二十六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡小国町大字宮原字菅ノ迫二五六三の二、二五七〇の三、二五七一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字菅ノ迫二五六三の二・二五七〇の三・二五七一の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月二十六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡小国町大字上田字カラ谷五五七〇の一八、五五七〇の三六、五五七〇の三七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字カラ谷五五七〇の一八・五五七〇の三六・五五七〇の三七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月二十六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県安中市松井田町坂本字温泉沢一七六八の一八九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○経済産業省環境省告示第百三十九号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十四年六月二十日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年十二月二十六日

経済産業大臣　枝野　幸男

国土交通大臣　羽田雄一郎

環境大臣　長浜　博行

型式届出番号	特定原動機の型式	届出事業者の住所 届出事業者の氏名又は名称
NV2－33	UDS－C9.3	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号 キャタピラージャパン株式会社

○経済産業省環境省告示第百四十号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十四年九月二十七日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年十二月二十六日

経済産業大臣　枝野　幸男

国土交通大臣　羽田雄一郎

環境大臣　長浜　博行

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の住所 届出事業者の氏名又は名称
NV－1074	キセキ　TH265－B54J	EDM－E3C D－V	愛媛県松山市馬木町700番地 井関農機株式会社

○国土交通省環境省告示第百四十一号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十四年十月十日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年十二月二十六日

経済産業大臣　枝野　幸男

国土交通大臣　羽田雄一郎

環境大臣　長浜　博行

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の住所 届出事業者の氏名又は名称
NV－1075	IHI建機　55N3	KDN－4TN V98	神奈川県横浜市金沢区昭和町3174番地 IHI建機株式会社

○経済産業省環境省告示第百四十二号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十四年十月二十五日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年十二月二十六日

経済産業大臣　枝野　幸男

国土交通大臣　羽田雄一郎

環境大臣　長浜　博行

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の住所 届出事業者の氏名又は名称
NV－1076	キセキ　HC400	EDM－E3C G－V	愛媛県松山市馬木町700番地 井関農機株式会社